

**【一戸建ての住宅】
次世代住宅ポイント対象住宅証明 料金表**

※表中の表示額は全て税抜き（単位：円）

適用する住宅性能		一般料金	評価書等 ^(※1) を活用する場合
① 省エネルギー性	①-1.断熱等性能等級4で外皮面積を用いずに外皮性能を評価する方法	32,000	7,000
	①-2.上記以外 ・断熱等性能等級4 または ・一次エネルギー消費量等級4以上	36,000	7,000
② 耐久性・可変性	・劣化対策等級3かつ維持管理対策等級2以上	34,000	7,000
③ 耐震性	・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 または ・免震建築物	36,000	7,000
④ バリアフリー性	・高齢者等配慮対策等級3以上	34,000	—

(※1) 評価書等

①省エネルギー性は断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる以下の書類（JIOが交付したものに限り）

- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(※2)
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(※2)
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証(※2)

②耐久性・可変性は劣化対策等級3、かつ、維持管理対策等級2以上が確認できる以下の書類（JIOが交付したものに限り）

- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(※2)

③耐震性は耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、又は、免震建築物が確認できる以下の書類（JIOが交付したものに限り）

- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(※2)

(※2) 所管行政庁の認定通知書を取得している場合は、その書類をポイント申請に利用できるため本証明書は不要となります。

(注1) 適用する住宅性能を2以上選択した場合について

- ・追加1性能あたり20,000円（税抜き）の追加料金を収納させていただきます。
- ・選択する住宅性能ごとに料金が異なる場合は、料金が低い方の住宅性能を追加として扱います。
- ・追加する住宅性能が評価書等を活用する場合は、追加1性能あたり7,000円（税抜き）となります。

(注2) ①省エネルギー性において「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）」1の(3)の開口部比率の区分(に)に該当するものについて

- ・①-1.断熱等性能等級4で外皮面積を用いずに外皮性能を評価する方法の料金として扱います。

(注3) 証明書の再発行について

- ・1通あたり5,000円（税抜き）を収納させていただきます。

(注4) 変更申請について（従前の証明書を発行した機関がJIOである場合に限り）

- ・一般料金は上表の半額とします。
- ・評価書等を活用する場合は上表の金額の通りとします。